

国際日本文化研究センター総合情報発信室設置要項

平成 29 (2017) 年 3 月 30 日 所長裁定
 令和 8 (2026) 年 9 月 3 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、人間文化研究機構組織規程第 23 条第 5 項及び国際日本文化研究センター組織運営規則第 8 条に基づき、所長の下に置く国際日本文化研究センター総合情報発信室（以下「総合情報発信室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 総合情報発信室は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における資料電子化、出版編集及び広報の各機能を統括し、総合的な情報発信の推進に関し、企画・立案及び調査研究を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 総合情報発信室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 日本文化の学術情報資源の高度化に関する企画及び調査研究に関すること。
- (2) センターの研究成果や日本研究に関わる基礎的文献の出版に関すること。
- (3) 多様な広報を通じた研究成果の社会還元に関すること。
- (4) 日本研究に係る研究動向、日本研究のニーズ等の情報の把握及び共有に関すること。
- (5) その他、総合情報発信機能の強化及び調査研究に関すること。

(組織)

第 4 条 総合情報発信室は、室長及び次の各号に掲げる者（以下「室員」という。）をもって組織する。

- (1) 副室長（研究調整主幹（研究））
- (2) 副室長（所長が指名する研究教育職員）
- (3) 総合情報発信室研究教育職員
- (4) 総合情報発信室特任研究員
- (5) 総合情報発信室事務室長
- (6) 室長が指名する研究教育職員 若干名
- (7) 室長が指名する事務職員 若干名

2 室長又は前項第 1 号から第 3 号及び第 5 号の室員のうち室長が指名する者は、第 7 条に規定する小委員会を主宰する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 2 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長又は室長の任期の終期を超えることはできない。

(総合情報発信室会議)

第6条 第3条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、総合情報発信室会議を置く。

2 総合情報発信室会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 室長及び室員
- (2) 情報管理施設長
- (3) 総務課長、研究協力課長、情報管理課長
- (4) その他所長が必要と認める者 若干名

3 前項第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の終期を超えることはできない。

4 室長は、総合情報発信室会議を招集し、その議長となる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

6 議長に支障があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が代行する。

(小委員会)

第7条 総合情報発信室に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(庶務)

第8条 総合情報発信室の庶務は、管理部総務課が各課の協力を得て行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、総合情報発信室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29（2017）年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4（2022）年4月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年8月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和8（2026）年9月3日から施行し、令和6（2024）年4月1日から適用する。